

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社 福祉サービス熊本 八代市大村町 572-2	有限会社 福祉サービス熊本	平成 16 年 3 月 19 日

熊本県告示第 292 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション すずらん 人吉市願成寺町 482 番地 2	有限会社 介護生活研究所	平成 16 年 3 月 20 日

熊本県告示第 293 号

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項を次のように定める。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項

(目的)

第 1 条 この要項は、新分野への進出、異業種への転換及び経営革新等を行う中小企業者に、長期かつ低利の融資を行い、もって本県における産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。

(融資資金)

第 3 条 県は、この制度を運用するための資金を予算の範囲内で熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）に貸し付けるものとする。

2 協会は、県から貸付けを受けた資金（以下「資金」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。

3 取扱金融機関は、預託を受けた資金に 300 パーセント以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項の定めるところにより融資を行うものとする。

(取扱金融機関)

第 4 条 前条第 2 項の取扱金融機関は、県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用協同組合並びに商工組合中央金庫熊本支店とする。

(融資対象者)

第 5 条 融資の対象となる中小企業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画のもと、異業種への進出を図る者又は異業種での事業開始後 1 年未満の者

(2) 現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止して、具体的な計画のもと、異業種の事業を開始する者又は異業種での事業開始後 1 年未満の者

(3) 自らの事業の全部又は一部を継続して営んでいる者が、異業種の事業を営むため、新たに県内で設立した会社であって、設立後 1 年未満のもの

(4) 中小企業経営革新支援法第 4 条第 1 項に規定する知事の承認を受けた経営革新計画に基づき事業を営む者

(5) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 7 年法律第 47 号）第 4 条第 1 項の規定による知事の認定を受けた研究開発等事業計画により事業を営む者

(融資資格)

第 6 条 融資を受けようとする中小企業者が次の各号に定める要件をすべて備えているものとする。

(1) 協会の保証対象となる事業を営んでいること。

(2) 県内に住所及び事業所を 1 年以上有し、かつ同一事業を 1 年以上営んでいること。

(3) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

(4) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと。

(5) 県税を完納していること。

(6) 前条第 3 号に該当する会社にあつては、当該会社を設立した者について、前各号に定める要件をすべて備えていること。